

## 住民基本台帳等における証明請求等に係る本人確認等の事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に関する事務、戸籍法に基づく戸籍に関する事務において、証明書等の交付の請求に際して、窓口で証明書等の交付の請求を行う者（以下「来庁者」という。）及び郵便等により当該請求を行う者（以下「郵便請求者」という。）の本人確認等を行うことにより、第三者からの虚偽その他不正な手段による請求を未然に防止し、もって当該事務の適正な執行を確保するとともに個人情報の保護を図ることを目的とする。

### (本人確認等の対象となる請求の範囲)

第2条 本人確認等の対象となる請求は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付の請求
- (2) 戸籍の附票の写しの交付の請求
- (3) 戸籍の謄抄本又は除かれた戸籍の謄抄本の交付の請求
- (4) 戸籍又は除かれた戸籍の記録事項証明書の交付の請求
- (5) 戸籍に関する証明書（前2号に掲げるものを除く。）の交付の請求
- (6) 上記以外のその他行政証明書の交付の請求

### (窓口での本人確認等の方法)

第3条 証明書等の請求を窓口で受け付ける場合は、来庁者に、次の各号に掲げる書類（以下「身分証明書等」という。）のうち、第1号に掲げる書類のいずれか1以上の書類、第2号に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び第3号に掲げる書類のいずれか1以上の書類又は第3号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、第2号に掲げる書類のいずれか2以上の書類を提示させ、本人確認等を行うものとする。

- (1) 運転免許証、旅券、個人番号カード、特別永住者証明書、在留カード又は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは身分証明書であって本人の写真を貼付したもの（写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。）
- (2) 健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日が記載されたもの
- (3) 民間機関等が発行した身分証明書であって、氏名及び生年月日が記載され、本人の写真を貼付したもの（写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。）

2 前項に規定する身分証明書等を持参していない場合又は提示された身分証明書等のみで本人確認等ができない場合においては、本人の氏名等が確認でき、通常本人しか持ち得ない複数の書類又は口頭で質問する等の方法により本人確認等を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、証明書等の請求が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、来庁者に、その職務又は資格を証する書類等を提示させ、来庁者本人

であることを確認するものとする。

( 1 ) 国又は地方公共団体の職員等が職務上請求する場合

( 2 ) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合

4 前3項に規定された方法により本人確認等ができなかった場合又は拒否した場合は、各種証明書等の請求を拒むことができる。

( 窓口での請求事由の確認等 )

第4条 窓口における証明書等の請求事由が、不当な目的によるものではないことを確認するため、請求に係る証明書に記載される者本人による請求である場合を除き、当該請求に係る証明書等に記載される者との関係が明らかになる契約書、取引の事実を確認できる書類等の写しの添付を求めることができる。

( 郵便請求者に対する本人確認等 )

第5条 郵便等により第2条に規定する請求が行われた場合は、郵便請求者の身分証明書等の写しの添付を求め、本人確認等を行うものとする。

2 前項に規定する本人確認等ができない場合又は拒否された場合は、請求に応じることなく返送する。

( 委任 )

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。